

建設工事における工事費内訳書の取扱いについて

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成 12 年法律第 127 号）第 12 条に基づく入札金額の内訳を記載した書類（以下、「工事費内訳書」という。）については、下記のとおり取り扱うこととします。

1. 工事費内訳書の提出を必要とする建設工事
競争入札により発注するすべての建設工事を対象とする。
2. 提出方法
入札会時に入札書と一緒に提出する。
3. 工事費内訳書の様式
金抜き設計書をもとに、発注工事ごとに企業団で作成する。
指名入札の場合は仕様書等工事資料配布時に様式を配布する。また、一般競争入札の場合は入札公告の際に様式を示す。
4. 工事費内訳書への記載事項
 - (1) 年月日（入札書と同一の日付を記入）
 - (2) 工事名及び工事場所
 - (3) 入札者の住所、商号又は名称、代表者職氏名
 - (4) 入札に関する一切の権限を代理人へ委任する場合は、代理人氏名。
この場合、(3) の代表者氏名は必要
 - (5) 工事費内訳書に掲げるすべての工種内容に対して見積もった消費税抜きの金額
5. 入札を無効とする場合
工事費内訳書が次に該当する場合は、入札書を無効とする。
 - (1) 提出されない場合
 - (2) 企業団が示した様式と内容が異なる場合
 - (3) 提出者の氏名がない場合
 - (4) 『4. 工事費内訳書への記載事項』に未記入或いは誤記載がある場合
 - (5) 記載内容が判読できない場合或いは訂正印の無い修正がある場合
 - (6) 提出方法を遵守しない場合
 - (7) 「値引き」等、示した項目以外の項目が追加されている場合
 - (8) 違算がある場合
 - (9) 「工事価格（税抜）」が入札書の入札金額と一致しない場合
6. その他留意事項
 - 提出された工事費内訳書は、書換・引換又は撤回することはできません。
 - 提出された工事費内訳書は、返却しません。
 - 提出された工事費内訳書、談合があると疑うに足る事実があると認められた場合は、必要に応じ、工事費内訳書を公正取引委員会に提出するものとします。